

山鹿市地域別ハザードマップ作成業務委託仕様書の訂正

仕様書を次のとおり訂正します。

令和6年4月30日

1 訂正内容は下記のとおり

訂正前	訂正後
<p>第10条（配置予定技術者等の要件）</p> <p>（1）管理技術者</p> <p>管理技術者は発注者に対し、当該業務の技術上の管理及び成果品の品質確保を行う者とし、平成28年度以降に自治体発注の類似業務の完了実績を有し、かつ技術士（「<u>河川・砂防</u>」及び空間情報総括監理技術者）又はRCCM（「<u>河川・砂防</u>」及び空間情報総括監理技術者）のいずれかの資格を有するものを選任する。</p>	<p>技術士（「<u>河川、砂防及び海岸・海洋</u>」）又は、RCCM（「<u>河川、砂防及び海岸・海洋</u>」<u>又は、空間情報総括監理技術者のいずれかの資格を有するものを選任する。</u></p>
<p>（2）照査技術者</p> <p>照査技術者は、当該業務における成果品の品質確保に向けた照査を行う者とし、技術士（「<u>河川・砂防</u>」及び空間情報総括監理技術者）又はRCCM（「<u>河川・砂防</u>」及び空間情報総括監理技術者）のいずれかの資格を有するものとする。</p> <p>なお、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。</p>	<p>し、技術士（「<u>河川、砂防及び海岸・海洋</u>」）又は、RCCM（「<u>河川、砂防及び海岸・海洋</u>」）<u>又は、空間情報総括監理技術者のいずれかの資格を有するものとする。</u></p> <p>なお、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。</p>